

鳥取県漁船法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 1 月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第3号

鳥取県漁船法施行細則等の一部を改正する規則

(鳥取県漁船法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県漁船法施行細則(昭和26年鳥取県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条等並びに様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改正後	改正前
目次 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 漁船の建造調整(第3条—第7条) 第3章 漁船の登録(第8条—第16条) 第4章 指定検認機関(第17条—第20条) 附則 第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規則は、漁船法(昭和25年法律第178号。 以下「法」という。)及び漁船法施行規則(昭和25 年農林省令第95号。以下「省令」という。)の施行 に関し必要な事項を定めるものとする。 (用語) 第2条 この規則において使用する用語の意義は、法 で使用する用語の例による。 第2章 漁船の建造調整	目次 第1章 総則(第1条) 第2章 漁船の建造調整(第2条—第7条) 第3章 漁船の登録(第8条—第17条) 附則 第1章 総則 (用語) 第1条 この細則で「法」とは漁船法(昭和25年法律 第178号)を「規則」とは漁船法施行規則(昭和25 年農林省令第95号)をいう。 第2章 漁船の建造調整

(建造、改造及び転用許可申請の手続)

第3条 法第4条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、省令第2条第2項の規定による書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 略

(2) 漁船が鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号)第8条の規定による漁業の許可に係るものであるときは、その起業認可書の写し若しくは起業認可申請書の写し又は許可証の写し若しくは許可申請書の写し

(3) 漁船が鳥取県内水面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第47号)第8条の規定による漁具又は漁法による水産動植物の採捕の許可に係るものであるときは、その許可証の写し又は許可申請書の写し

第4条 略

第5条 法第4条第7項の規定により主たる根拠地を変更することによって新たに同条第1項又は第2項の規定による許可の申請をする場合には、省令第2条第2項及び第3条第2項に掲げる書類のほか、変更前の許可の通知書を添付しなければならない。

(建造、改造、転用及び変更許可)

第6条 法第4条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された水産振興局水産課の長又は鳥取県水産事務所設置条例(平成12年鳥取県条例第28号)第1条の規定により設置された水産事務所の長。以下同じ。)が申請者に対して発する許可の通知書は、建造の場合にあっては様式第3号に、改造の場合にあっては様式第4号に、転用の場合にあっては様式第5号による。

2 略

(認定の手続)

(建造、改造及び転用許可申請の手続)

第2条 法第4条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、規則第2条第2項の規定による書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 略

(2) 漁船が鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年9月鳥取県規則第46号)第8条の規定による漁業の許可に係るものであるときは、その起業認可書の写し若しくは起業認可申請書の写し又は許可証の写し若しくは許可申請書の写し

(3) 漁船が鳥取県内水面漁業調整規則(昭和40年9月鳥取県規則第47号)第8条の規定による漁具又は漁法による水産動植物の採捕の許可に係るものであるときは、その許可証の写し又は許可申請書の写し

第3条 略

第4条 法第4条第7項の規定により主たる根拠地を変更することによって新たに同条第1項又は第2項の規定による許可の申請をする場合には、規則第2条第2項及び第3条第2項に掲げる書類のほか、変更前の許可の通知書を添付しなければならない。

(建造、改造、転用及び変更許可)

第5条 法第4条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により知事が申請者に対して発する許可の通知書は、建造の場合にあっては様式第3号に、改造の場合にあっては様式第4号に、転用の場合にあっては様式第5号による。

2 略

第6条 削除

(認定の手続)

第7条 略

2及び3 略

4 知事は、その許可に係る動力漁船につき法第8条の規定による認定をしたときは、当該認定を受けた者に対し様式第9号による認定通知書を交付するものとする。

第9条 法第10条第2項の申請書には、省令第9条第2項及び第4項に掲げる書類のほか次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 省令第9条第4項の登録票を返納したことを証する書面は、抹消した漁船の登録謄本とする。

(登録票再交付申請の手続)

第12条 省令第11条第1項の規定による登録票の再交付を受けようとする者は、様式第13号による申請書を提出しなければならない。

(検認の手続)

第13条 省令第11条の2第2項の規定による届出は、様式第14号による検認届出書を知事(指定検認機関が検認を行う場合にあつては、指定検認機関。以下この条において同じ。)に提出して行うものとする。

2～4 略

第16条 略

第4章 指定検認機関

(指定検認機関の申請の手続)

第17条 法第14条第1項の規定により指定検認機関の指定を受けようとする者は、様式第19号による申請書に、省令第35条各号に掲げる書類のほか次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 申請者が法人であるとき

ア 申請の日の属する事業年度(以下「申請事業年度」という。)の2事業年度前及び3事業年度前の事業年度における財産目録及び貸借対照表並びに申請事業年度の前3事業年度における

第7条 略

2及び3 略

4 知事はその許可に係る動力漁船につき法第8条の規定による認定をしたときは、その職員に当該認定を受けた者に対し様式第9号による認定通知書を交付させるものとする。

第9条 法第10条第2項の申請書には、規則第9条第2項及び第4項に掲げる書類のほか次の書類を添付しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 法第4条第1項第3号に該当して同条の規定により知事の許可を受けた動力漁船又は同条第2項の規定により知事の許可を受けた動力漁船にあつては、第7条第4項の認定通知書の写し

2 規則第9条第4項の規定による登録票を返納したことを証する書面とは、抹消した漁船の登録謄本とする。

(登録票再交付申請の手続)

第12条 規則第11条第1項の規定による登録票の再交付を受けようとする者は様式第13号による申請書を提出しなければならない。

(検認の手続)

第13条 規則第11条の2第2項の規定による届出は、様式第14号による検認届出書を知事に提出して行うものとする。

2～4 略

第16条 略

損益計算書その他の法人の財務の状況を明らかにすることができる書類

イ 申請事業年度の前3事業年度における事業報告書その他の法人の業務の内容を明らかにすることができる書類

(2) 申請者が法人以外のものであるとき 前号に掲げる書類に類するものとして知事が認める書類

(3) 検認を実施する者が省令第26条各号のいずれかの条件に該当することを証する書類

(指定検認機関の変更の届出の手續)

第18条 法第47条において準用する法第32条第2項の規定による指定検認機関の名称若しくは住所又は検認の業務を行う事務所の所在地の変更の届出は、様式第20号による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、当該変更の事実を証する書面を添付しなければならない。

(指定の更新の手續)

第19条 法第47条において準用する法第33条第1項の規定による指定検認機関の指定の更新を受けようとする者は、様式第19号による申請書に、省令第39条において準用する省令第35条各号に掲げる書類のほか、第17条各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(業務規程の認可申請の手續)

第20条 法第47条において準用する法第37条第1項前段の規定による業務規程の認可を受けようとする者は様式第21号による申請書を、法第47条において準用する法第37条第1項後段の規定による変更の認可を受けようとする者は様式第22号による申請書をそれぞれ知事に提出しなければならない。

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第18号 (第15条関係)

漁船登録票不返納届

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第5条関係)

様式第18号 (第15条関係)

漁船登録票不返納届

年 月 日

職 氏名 様

届出者 住所
氏名又は名称 ㊟

交付を受けました漁船登録票が返納できませんので、下記のとおり届け出ます。

記

略

注 略

様式第19号（第17条、第19条関係）

指定検認機関指定（更新）申請書

年 月 日

職 氏名 様

住所
申請者
氏名又は名称 ㊟

漁船法第14条第1項（漁船法第47条において準用する同法第33条第1項）の規定により、指定検認機関の指定（指定の更新）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第20号（第18条関係）

指定検認機関の名称等の変更届出書

年 月 日

職 氏名 様

住所
届出者

年 月 日

職 氏名 様

届出者 住所
氏名又は名称 ㊟

交付を受けました漁船登録票が滅失（沈没又は行方不明）のため返納できませんので下記のとおり届け出ます。

記

略

注 略

氏名又は名称 ㊟

指定検認機関の名称（住所・検認の業務を行う事務所の所在地）を変更するので、漁船法第47条において準用する同法第32条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

変更に係る事項	変更前	変更後

様式第21号（第20条関係）

指定検認機関業務規程認可申請書

年 月 日

職 氏名 様

住所
申請者
氏名又は名称 ㊟

指定検認機関の業務規程を定めたので、漁船法第47条において準用する同法第37条第1項前段の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類 業務規程

様式第22号（第20条関係）

指定検認機関業務規程変更認可申請書

年 月 日

職 氏名 様

住所
申請者
氏名又は名称 ㊟

指定検認機関の業務規程を変更したいので、漁船法第47条において準用する同法第37条第1項後段の規定により、関係書類を添えて申請します。

